

居宅と火葬墓

主任学芸員 菅原祥夫

1 はじめに

小論は、相馬市明神遺跡と同市山岸硝庫跡に、居宅と火葬墓の関係を指摘し、その歴史的背景として、製鉄技術を介した近江の特定集団との交流を探っていく。

2 問題提起

図1上を見ていただきたい。在地通有の非ロクロ土師器長胴甕の器形を呈していながら、焼成は、焼きの甘い須恵器である。さらに、胴部外面には4単位の耳が付き、その上端面に盲孔、向かい合う口縁部に貫通孔が施され、仕上げに、縦位の手持ちヘラケズリ調整が加えられている。もちろん、県内に類例は見当たらない。

この不思議な土器は、相馬市山岸硝庫跡9号土坑から出土した。報告書では、両者に共伴関係を認めた上で、「7世紀前半頃」の年代を与え、出土遺構を「木炭焼成土坑」と認定している。しかし、この見解には疑問がある。以下、これを巡る検討を通して、冒頭の設問に迫っていきたい。

3 出土遺跡の歴史的環境

山岸硝庫跡の所在する相馬市は、福島県北端の太平洋沿岸に位置している。古代律令期には陸奥国宇多郡に属し、同じ浮田国造域から分かれた行方郡と並んで、対蝦夷政策に関わる大規模製鉄遺跡群が形成された地域として知られている。また、須恵器生産でも、東北で唯一大化前後にまたがって操業され、国府にも製品の供給された善光寺窯跡群の存在が特筆される。このように、宇多・行方郡域は、きわめて政治色の強い主工業生産が活発な地域であった。

さて、問題の遺物が出土した山岸硝庫跡は、こうした手工業生産地の中心からやや距離を置き、郡衙=黒木田遺跡近傍のやや西側へ奥まった山沿いに所在する(図2)。2003年と2006年の発掘調査の結果、近世相馬中村藩の弾薬庫跡が発見され、注目を集めたが^(註1)、今回扱うのは、これまであまり目立たなかった古代の遺構・遺物である。

本遺跡の周囲には、律令期の遺跡が多数認められ、とくに、豪族居宅跡の発見された明神遺跡とは、約500mの至近距離間にある^(註2)。しかも、その立地は背後から居宅を望む低丘陵上にあたり、相互の密接な関係は明らかである(図2・3)。また現在、付近には太平洋沿岸(浜通り地方)と内陸(中通り地方)を結ぶ国道115号線が東西に走っており、当時も交通の要衝であったと考えられる。

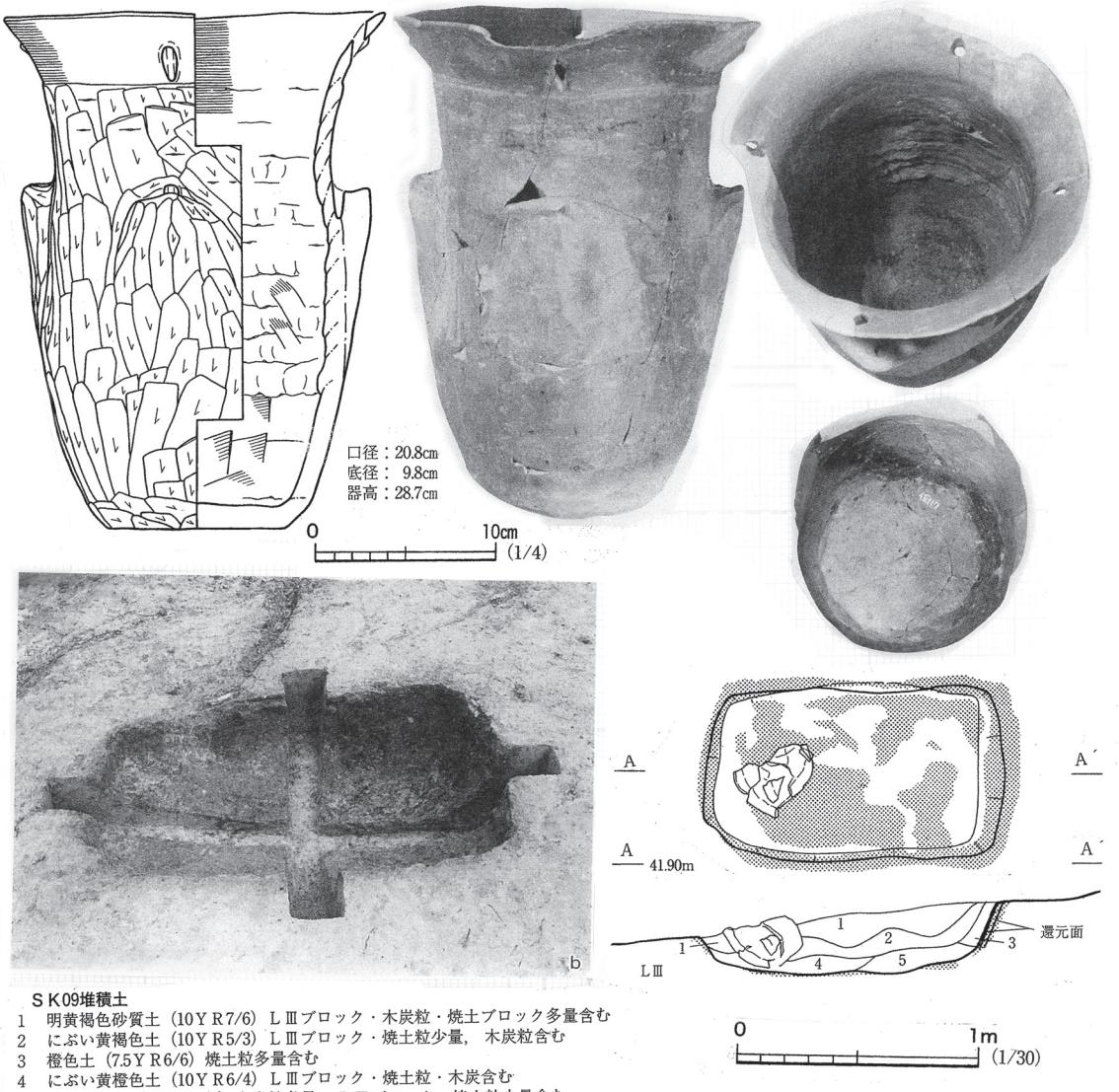


図1 山岸硝庫跡9号土坑

4 検討遺物の出土状況と特徴

本資料は、9号土坑の西壁寄りから、横倒しの状態になって出土した。床面からやや浮いているが、完形の特殊製品であることを勘案すると、報告書の指摘どおり共伴遺物で、故意に置かれたものとみられる。ただ、断面図を観察すると、出土位置側の壁は削平が著しく、本来の状態は保っていない可能性が高い（図1右下）。

改めて特徴を記すと、本資料は、土師器長胴甕として製作され、生乾きのうちに胴部外面に、◎4個の耳貼付→、◎縦位ヘラケズリ調整→◎耳上端面の盲孔+口縁部の貫通孔の工程が踏まれ、須恵器窯で焼成されている。

このように、胴部外面には徹底した手が加えられているが、目立たない他の部位は、土師器長胴甕の製作痕跡をよくとどめている。胴部内面の粘土紐痕と、口縁部の横ナデ調整痕はそのままで、底部外面の木葉痕も、ヘラケズリ調整痕の隙間に観察される。こうした特徴はまさに



図2 宇多郡遺跡分布図

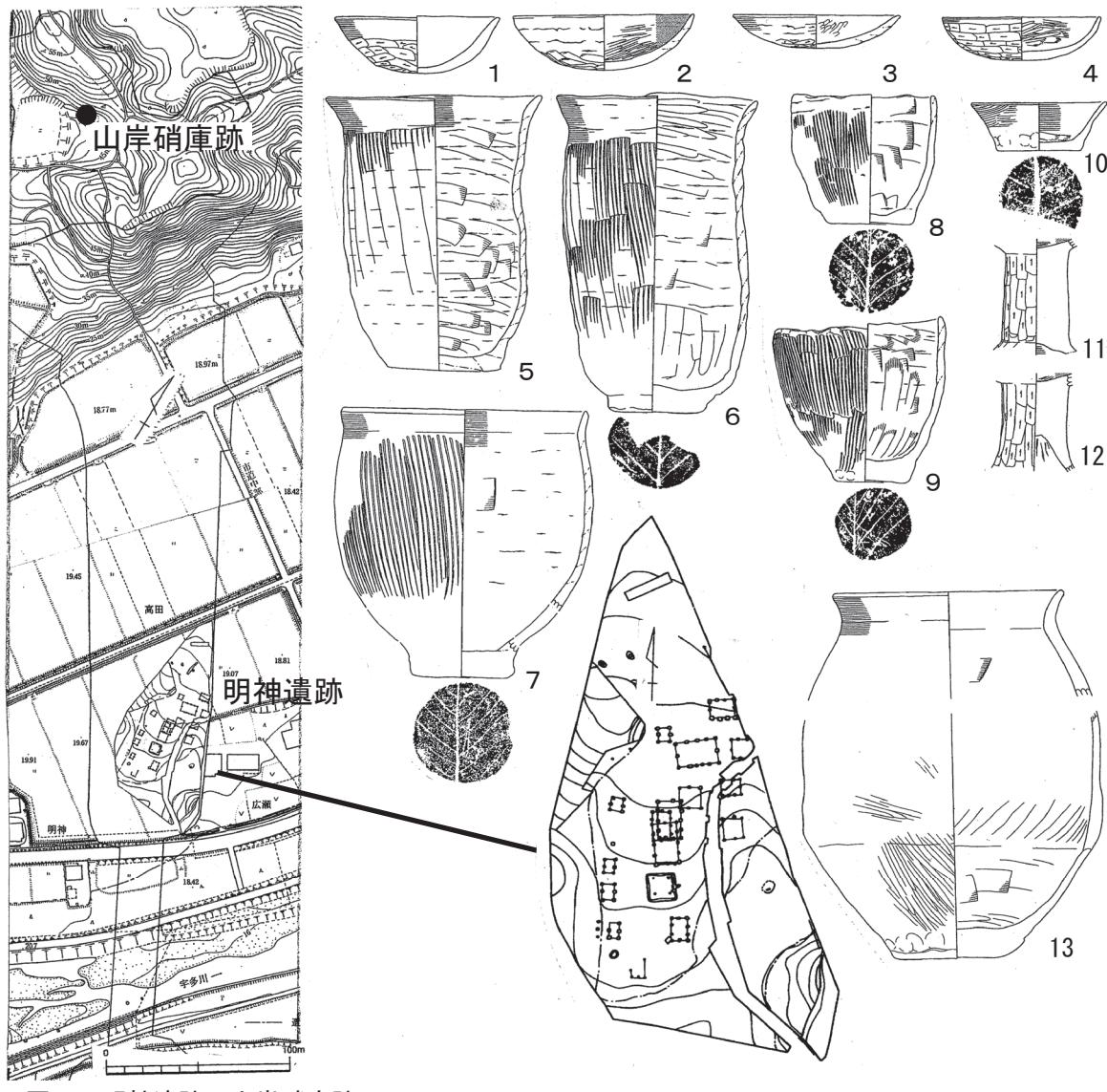


図3 明神遺跡・山岸硝庫跡

在地土師器そのものであり、本資料は明らかに土師器工人の製作した須恵器と言える。

5 検討資料の年代

次に、年代の検討を行う。

前述のように、報告書では7世紀前半の年代が与えられている。しかし、この見解に従うと、宇多・行方郡域では大化前代の製鉄が存在したことになり、初期律令国家政策によって、7世紀中葉に技術移植されたという従来の定説に抵触してしまう。しかし、あえてそれを主張する根拠は示されておらず、何より、土師器甕としての特徴は、頸部の段が形骸化している点で、後出的要素を持つと思われる。ただ、単体では、それ以上の詳細な年代比定は困難とみられる。

そこで、他に検討材料を求めるべく、本資料の基本形に類似した土師器甕(図3-5・6)を含む、明神遺跡1号住居跡の一括土器群が注目される。それらの年代は、小野町落合遺跡46号住居跡出土土器群などとの比較から、8世紀中葉に絞り込まれ(註3)、本資料にも同様の年代が与

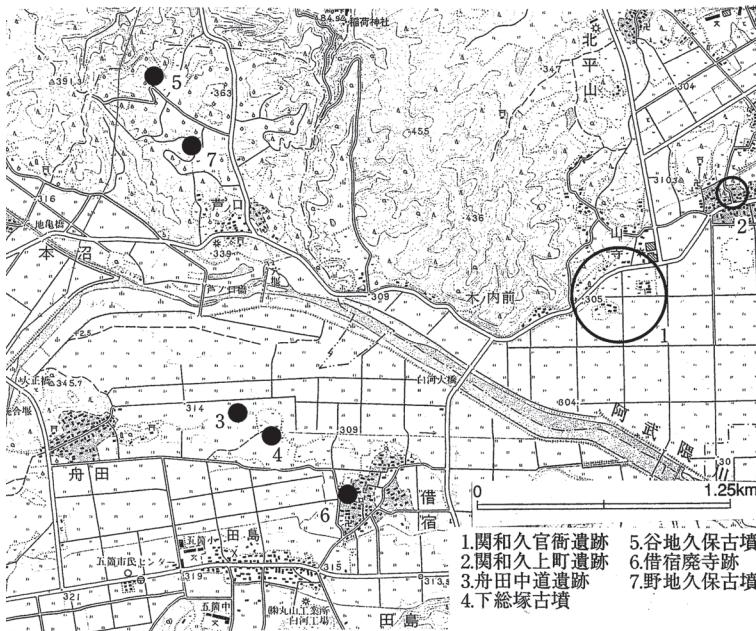


図4 白河郡遺跡分布

えられる。さらに厳密に言えば、検討材料中には高杯（同図11・12）が残存することから、8世紀中葉でも前半寄りに位置づけられるのではなかろうか。

ところで、明神遺跡の類例と本資料は質感までそっくりで、同一工人の手になる蓋然性が高い。そうすると、両遺跡の関係は、遺物の面でも裏付けられると言える。また、8世紀中葉の須恵器は堅緻な焼成が原則であり（註4）、本資料の甘い焼きには、やや違和感がある。このことは、

短時間の不十分な焼成が行われたことを示し、1個体だけ窯詰めされた可能性も想定される。

6 検討資料の性格

では、この不思議な土器は、一体は何だろうか。

本資料で最も特徴的な4個の耳は、もともと蔵骨器に備わる属性である。目的は、本体と蓋を紐で止めるためのもので、上端面の孔は貫通していたことが、韓半島の陶質土器によって知られる（註5）。日本では、9世紀の信州～北陸中心に分布する凸帶付須恵器四耳壺に類例が確認されるものの（註6）、やはり同じように、形骸化した盲孔がほとんどで、蓋は伴っていない。したがって、日本では本来の機能を離れ、装飾要素に変形されたものが基本と言える。

しかし、本資料の場合は、それとは別に口縁部にも貫通孔が施され、蓋を伴ったことは確実視される。したがって、その性格は蔵骨器本体と見做すことができ、土師器長胴甕が作り変えられた須恵器製専用器と考えられる。

7 検討資料の性格から分かること

上の結論から、次の6点を導き出すことができると思われる。

A：蔵骨器の出土した9号土坑には、火葬墓の性格が与えられる。そして被葬者は、明神遺跡の居宅居住者で、律令期宇多郡の官人が推定される。

B：居宅と墳墓（火葬墓）の位置関係に着目すると、墳墓は、居宅背後の北側低丘陵上に営まれている。県内では、次の2組の類例を認めることができる（図4・5）。

◎ 7世紀後半 白河評官人居宅（舟田中道遺跡周辺）—墳墓（谷地久保・野地久保古墳）

◎ 9世紀前半 安積郡官人居宅（郡山市東山田遺跡）—墳墓（郡山市東山田遺跡）

このように、本例の年代には、両者をつなぐ位置づけが与えられ、また、類例の所在地

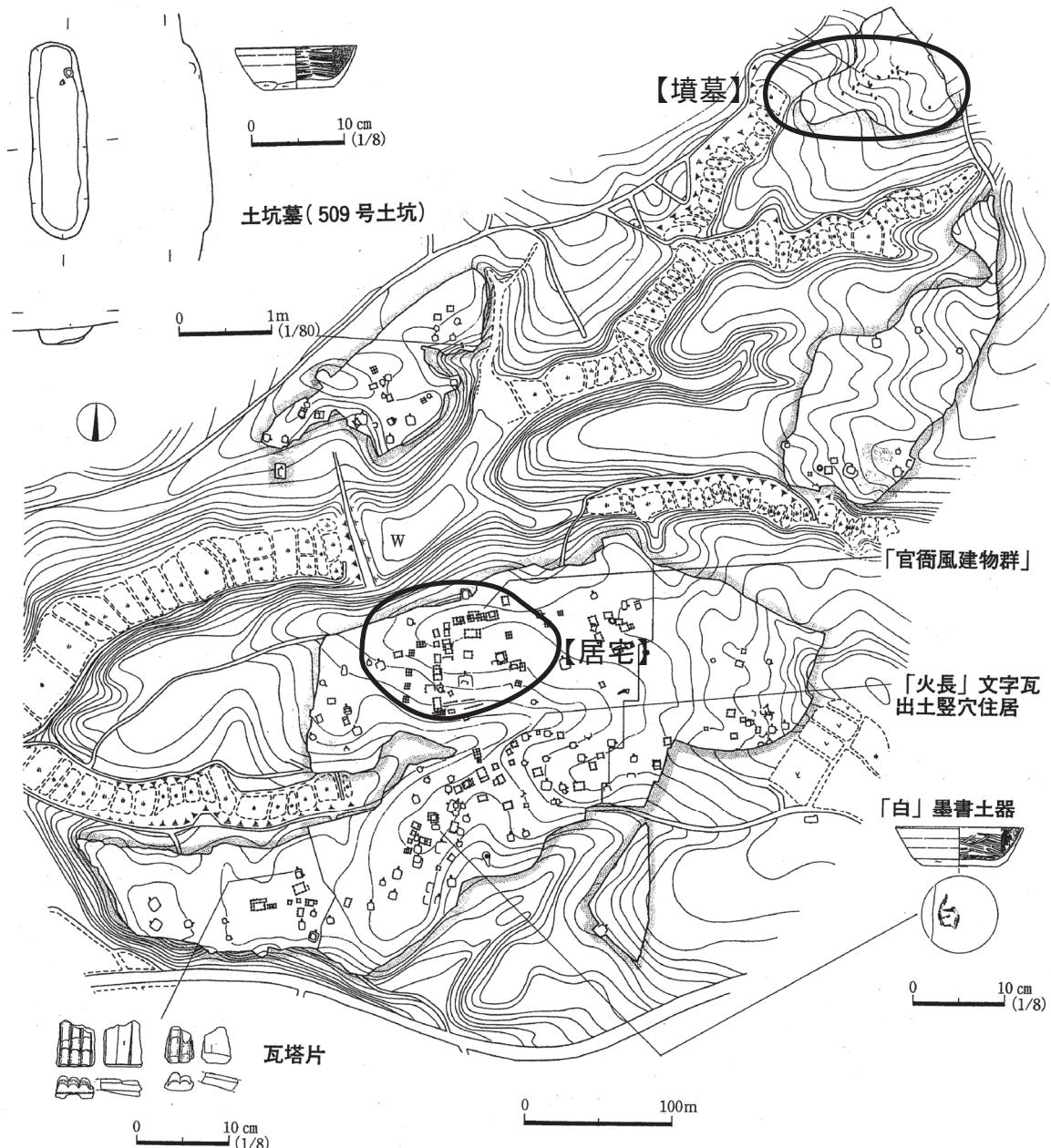
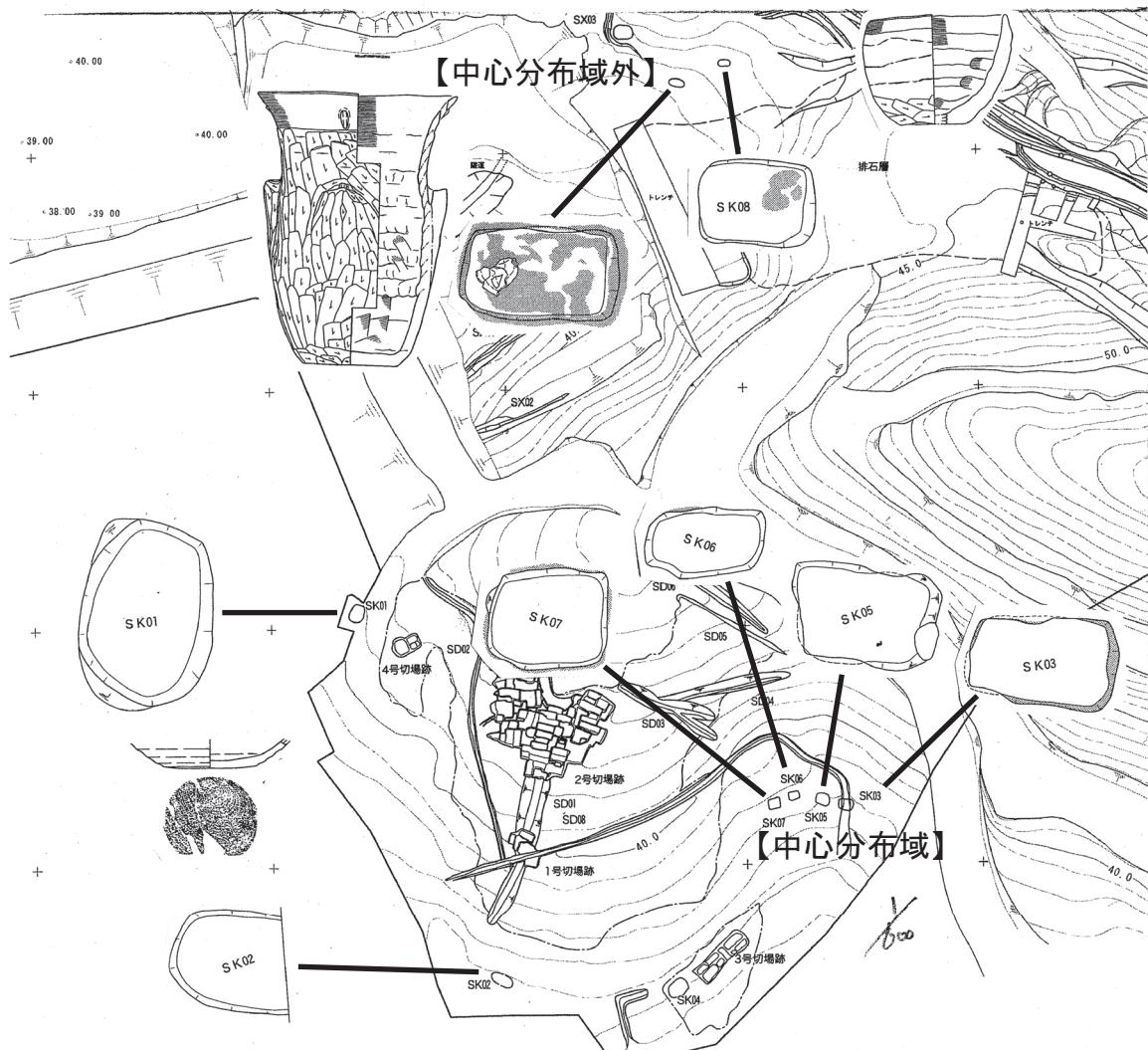


図5 東山田遺跡

から、分布範囲は中通り地方まで及んでいたことが知られる。したがって、陸奥南部で普遍的な占地パターンであったと考えられる。なお、8世紀の奈良盆地では、平城京背後の北側低丘陵上が官人墓域の一等地に設定されており^(註7)、このような中央の風習が影響した可能性も想定される。

C：常陸の火葬墓は、「国府や郡衙、そして主要な陸上交通路である駅路周辺に展開した」ことが指摘されている^(註8)。これは、陸奥国宇多郡における山岸硝庫跡9号土坑の立地状況と重なる。

D：改めて、断面図（図1右下）を見直すと、蔵骨器は、底面上の木炭層（第5層）を切る土層（第4層）上面で、横転している。



| 群 | 遺構名 | 平面形 | 平面規模 | 深さ | 焼土化 | 木炭層 | 遺物 |
|--------|------|-----|------------|------|-----|-----|----------|
| 中心分布域 | SK01 | 楕円形 | 1.5 × 1.1m | 38cm | 無 | 有 | 無 |
| | SK02 | 楕円形 | 0.8 × 0.9m | 22cm | 無 | 有 | 無 |
| | SK03 | 長方形 | 1.2 × 0.7m | 38cm | 壁 | 有 | 無 |
| | SK05 | 長方形 | 1.2 × 0.7m | 15cm | 無 | 有 | 有(9c末以降) |
| | SK06 | 楕円形 | 0.9 × 0.6m | 24cm | 壁 | 有 | 有(9c末以降) |
| | SK07 | 長方形 | 0.9 × 0.8m | 30cm | 壁 | 有 | 無 |
| 中心分布域外 | SK08 | 長方形 | 0.9 × 0.7m | 8cm | 壁・底 | 有 | 無 |
| | SK09 | 長方形 | 1.2 × 0.7m | 28cm | 壁・底 | 有 | 甕(8c前) |

図6 燃土坑分布

火葬墓では、底面に木炭が敷かれ、その中央に蔵骨器が正立して置かれる原則があり（註9）、9号土坑でもそれが守られたものの、後世の削平で蓋が飛ばされ、本体が横転し、木炭層も一部壊されたものと推定される。

E：9号土坑の斜面下で出土した非ロクロ土師器鉢は（図6右上）、本体に伴う蓋か、その内部に納められていた蓋然性が高い。

F：報告書には、焼骨片の出土所見が示されておらず、腐朽してしまったとみられる。この考えは、他の火葬墓でも遺存事例が稀少なので、とくに問題はないと思われる。

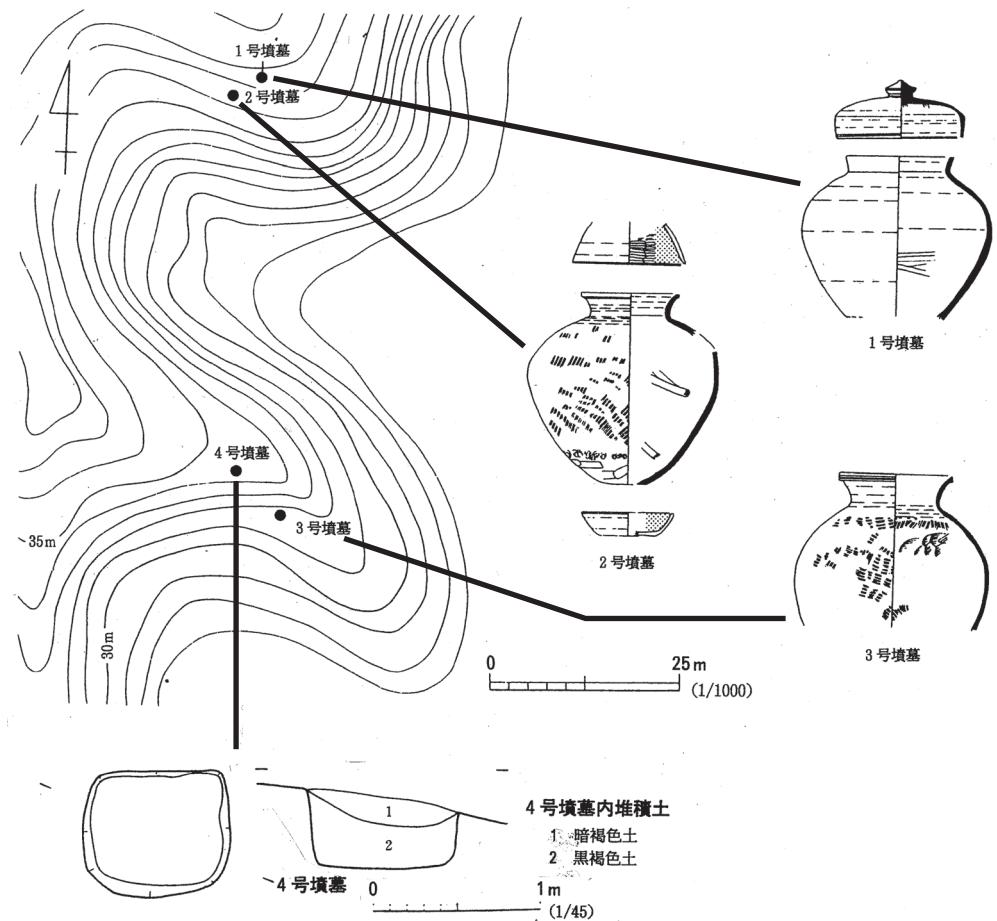


図7 鳥打沢A遺跡の火葬墓

8 出土遺構の再検討

9号土坑は、火葬墓であることが判明した。

そこで、次に、当初からそれが火葬墓として構築されたものなのか、木炭焼成土坑が転用されたものなのかを、再検討してみたい。

(1) 事実関係の確認

山岸硝庫跡では、7,900 m²の発掘調査範囲で8基の焼土坑が検出された(図6)。このうち、近接位置の8・9号土坑は、中心分布域との間に谷を挟み、焼土面はこの2基だけ底面まで形成されている。また、遺物についても、中心分布域では9世紀末～10世紀前半のロクロ土師器杯が出土しているのに対し、両土坑では、これまで検討してきた蔵骨器と非ロクロ土師器鉢が出土している。したがって、明神遺跡関連の火葬墓は8・9号土坑の2基1組で、他は、直接関係の無い新しい時期の焼土坑に区別されると思われる。

なお、8号土坑は遺存状態が極めて悪く、蔵骨器は出土していない。

(2) 性格の再検討

さて、香川慎一は、金沢製鉄遺跡群(南相馬市鳥打沢A遺跡)に當まれた火葬墓群の分析から、

焼土坑に多様な性格の含まれることを示した（註10）。そこで、気になるのは8・9号土坑の位置関係である。この2基1組のあり方は、香川の分析資料中に類例が認められ（図7）、また、その立地と年代は、8世紀中葉以前の製鉄遺跡が海岸部に集中する、宇多・行方郡域のこれまでの傾向と合致しない（図2・8）。こうしたことは、それらが当初から火葬墓として構築された可能性を示すと思われる（註11）。

ただ、これはあくまで「可能性」の範囲にとどまり、断定するまでは至らない。現状では、次の2案の提示が妥当と思われる。

- A案：木炭焼成土坑が火葬墓に転用され、骨蔵器が置かれた。この場合、底面に敷かれている木炭は、木炭焼成で生じたものが、そのまま使用されることになる。
- B案：火葬墓に骨蔵器が置かれた。この場合、火葬墓では焼土面と木炭層が形成されないので、火葬施設がそのまま火葬墓に利用されたことになる。

9 被葬者像の見通し

先に結論を示すと、9号土坑の被葬者は、製鉄に関与した人物が浮かび上がる。まず、上のA案では木炭焼成土坑の転用という葬制自体に、直接的な性格が示される。また、B案の場合でも、須恵器窯同様の火葬施設がそのまま須恵器生産に関与した人物の墳墓にされる、西日本のカマド塚になぞらえることが可能である。つまり、製鉄に関与した人物が木炭焼成土坑同様

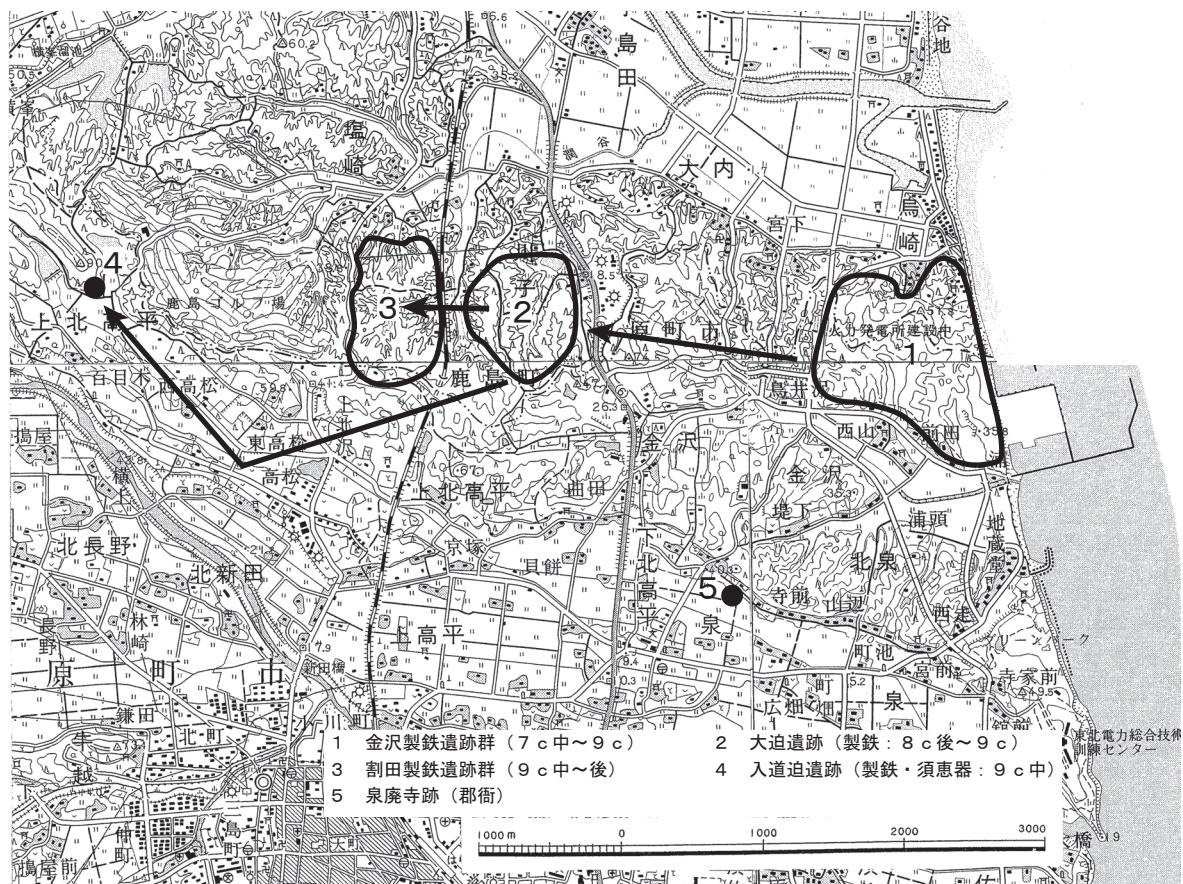
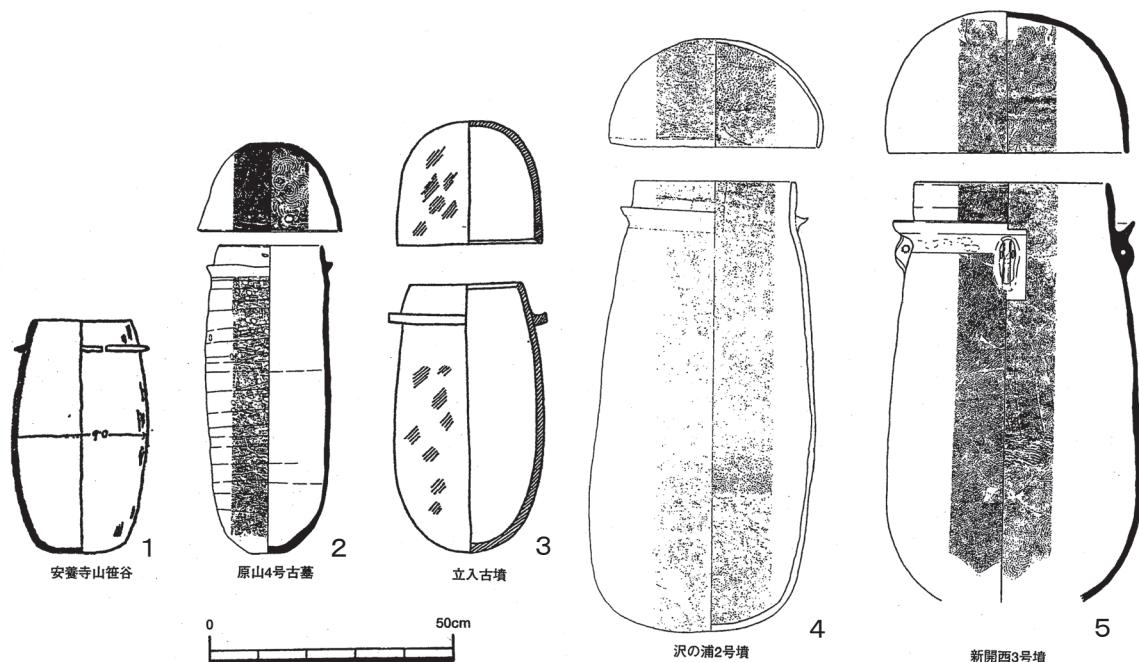


図8 行方郡遺跡分布図



| | 遺跡名 | 所在 | 時期 | 遺構概要 | 名称 | 遺物概要(単位cm) | 備考 |
|---|---------|------------|-------|------------|-----------------|-----------------------------------|------------------|
| 1 | 新開西3号墳 | 滋賀県栗東市新開 | 7世紀中葉 | 横穴式石室、幅70 | 須恵質有蓋長胴棺 | 蓋口径49、器高30 身口径39、器高88 | TK217古相 |
| 2 | 立入古墳 | 滋賀県守山市 | | 直葬 | 円筒形器 (骨壺と報告) | 蓋口径24、器高30 身口径23、器高54.6 | 大正6年発掘 |
| 3 | 安養寺山塙谷 | 滋賀県栗東市 | | 石室 | 甕棺 (土師質2点) | 身口径23、器高46 | 1点は所在不明 |
| 4 | 灰塚山小字茶臼 | 滋賀県栗東市 | | | 甕棺 | | 所在不明 |
| 5 | 原山4号古墓 | 大阪府堺市 | 7世紀後半 | 筒形土製品を伴う土坑 | 須恵質有蓋土器 (2点) | 蓋口径26、器高17.5、 身口径22、器高63 | TG64鷦尾と共に伴 |
| 6 | 萱生 | 奈良県山辺郡萱生 | | | 素焼土器 | 土師質または半焼け須恵質、 鍔無し、身口径24.6、器高94 | |
| 7 | 沢の浦2号墳 | 兵庫県多紀郡西紀町 | 7世紀前半 | 横穴式石室 | 砲弾形陶棺 | 蓋口径42、器高22、 身口径33、器高92 | TK217~46、追葬面・成人骨 |
| 8 | 丸山 | 岐阜県大垣市星飯丸山 | 7世紀中葉 | 石室 | 陶棺 | 身口径43.5、器高92 | 飛鳥II |

図9 須恵質有蓋長胴棺の集成

の施設で火葬され、そのまま蔵骨器に納められたことになる。

さらに、こうした見方は、8世紀に遡る県内の他の火葬墓が、すべて製鉄遺跡群の事例に限定されることによっても、裏打ちされる（宇多・行方郡域：武井・金沢製鉄遺跡群）。

また、もう1つの側面として、被葬者は関東とつながりの深い人物であったと考えられる。明神遺跡の居宅構造は関東に初現がみられ、宮城県壇の越遺跡と並んで、その最も古い典型事例に位置づけられこと（註12）。また、前出の1住居跡に常総型甕（図3-13）の保有が認められることが、有力な根拠になると思われる（註13）。

10 蔵骨器の出自

では、このような見通しで、蔵骨器を手がかりに、さらに検討を進めていきたい。

山岸硝庫跡の火葬墓は東北最古であり、地方への波及としては、全国的にも早い段階に位置

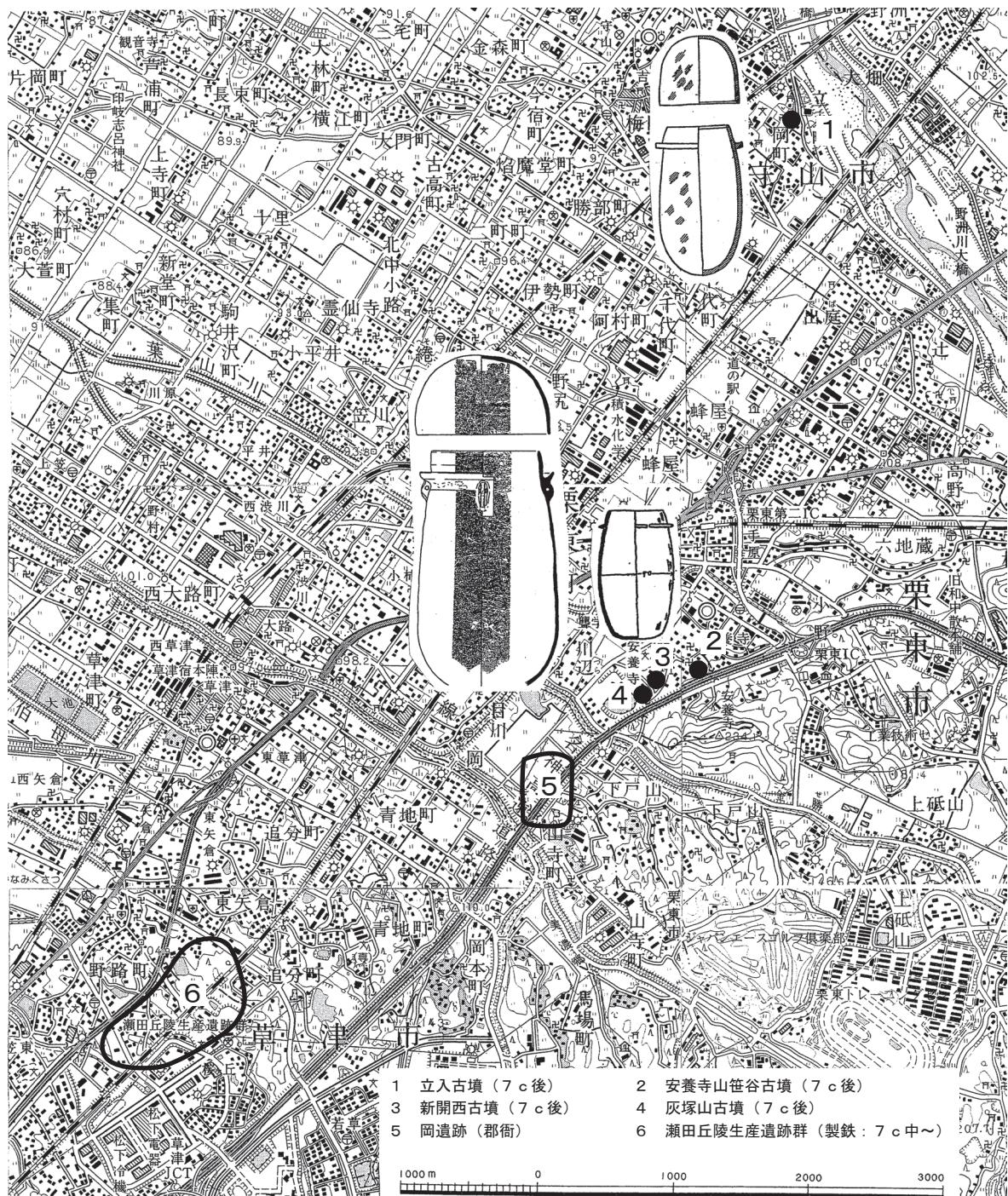


図 10 近江国栗太郡の遺跡分布図

づけられる^(註14)。そして、伴った「専用」藏骨器は、県内初例である^(註15)。その出自は、同時期の関東に、外面ヘラケズリ調整の一一致した土師器製専用器が確認され、技術的影響を認めることができる^(註16)。しかし、器形はまったく違い、肝心の4個の耳が備わっておらず、直接のモデルはさらに遠方まで探索する他ないと思われる。

そこで、西日本に目を向け、対象製品の枠を広げると、「須恵質有蓋長胴棺」^(註17)と呼ばれる専用器が、類似形態を呈している(図9)。それらは、法量と使用形態に違いはあるものの(大型、横位で遺体収納)、4個の耳(同図5)や口縁部に貫通孔(同図2)の施された個体がみられ、

同一系譜と判断される。また、どちらも土師器煮炊き具が変形され、須恵器に焼成されたものであることにも、共通の意識が窺える（山岸硝庫跡：長胴甕、「須恵質有蓋長胴棺」：羽釜）。

そして重要なのは、この「須恵質有蓋長胴棺」が、決して西日本に普遍的な存在ではなく、特定集団の葬制に伴うものと考えられていることである^(註18)。分布は、近江＝滋賀県に過半数がみられ、四個の耳を持つ様式的に最も古いタイプも当該地方で出土している（同図5）。

したがって、山岸硝庫跡の専用蔵骨器は、近江に出自があると考えられる。

11. 歴史的背景

では、近江と宇多・行方郡域には、どのような関係が想定されるだろうか。

古代近江は、多数の渡来集団が集住し、先進的な手工業生産技術を有していたことが知られる。この視点でみると、「須恵質有蓋長胴棺」の分布は、栗太郡（評）衙＝岡遺跡近傍の特定範囲に偏り、同一郡内のやや距離を置いた位置には、野路小野山遺跡を抱える瀬田丘陵生産遺跡が所在することが注目される。というのは、かねてから宇多・行方郡域の製鉄技術導入に、この製鉄遺跡との関係が指摘されており^(註19)、その動きと「須恵質有蓋長胴棺」の年代が、7世紀中葉～後半で一致するからである。しかも、墳墓一郡（評）衙－製鉄遺跡の距離関係まで類似しているのは、単なる偶然だけで片付けられない（図10）。

こうしたことから、山岸硝庫跡の火葬墓は、製鉄技術を介した近江の特定集団との交流が生んだ現象と理解したい。

ただ、ここで両者の年代差が問題になるが（7世紀中葉－8世紀中葉）、手工業生産の技術交流は導入当初ばかりでなく、その後も継起的に行われたことが、善光寺窯跡群の窯構造や製品変化などによって知ることができる^(註20)。したがって、製鉄技術を介した近江との交流も、単発で終わらなかったと考えられる^(註21)。

また、この交流は中間に関東を経由したと推測され、その一端が、明神遺跡の居宅類型と常総型甕の保有、また、山岸硝庫跡の蔵骨器胴部の外面ヘラケズリ調整に示されていると思われる^(註22)。

対蝦夷政策に関わる大規模製鉄の展開した宇多・行方郡域は、城柵設置範囲と別形態の遠隔地交流が活発であった。異例に早い火葬墓の導入と特殊な蔵骨器の使用は、こうした地域特性を端的に反映したものと評価される。

12. おわりに

小文が、埋もれた歴史価値の再評価につながれば幸いである。なお、今回取り上げた明神遺跡・山岸硝庫跡の資料は当館に収蔵予定なので、ぜひ多くの方々に実見していただきたい。

また、末筆になるが、類例の探索作業で次の方々のご協力を得た。御芳名を記して、感謝申し上げたい。

大道和人 佐伯英樹 津野 仁 福島正和 松本太郎 山田真一 山田良三

<註>

- (註1) 2007「山岸硝庫跡」『常磐自動車道遺跡調査報告48』福島県教育委員会
- (註2) 2006「明神遺跡」『常磐自動車道遺跡調査報告46』福島県教育委員会
- (註3) 註2と同じ
- (註4) 菅原祥夫2010「東北」『古代窯業生産の基礎研究』窯跡研究会編 真陽社
- (註5) 山田真一氏からご教示を受けた。また、国立慶州博物館1998『国立慶州博物館』などの掲載写真・実測図で確認した。
- (註6) 山田真一1997「信濃の古代の土器生産」『北陸古代土器研究』第6号 北陸古代土器研究会
- (註7) 前園実知雄1985「律令官人の墓」『季刊考古学第9号 墓の形態とその思想』吉川弘文館
- (註8) 吉澤悟1995「古代火葬墓の展開を語るために」『東日本における奈良・平安時代の墓制—墓制をめぐる諸問題ー』東日本埋蔵文化財研究会
- (註9) 渡辺一雄・吉田幸一1984「福島県出土の蔵骨器」『福島考古』第16号 福島県考古学会
- (註10) 香川慎一1994「焼土坑に関する再検証」『論集しのぶ考古』1994 この論文は、看過されがちであるが、重要な指摘を行っている。
- (註11) このことは、見方を変えると、中心分布域の焼土坑が木炭焼成土坑に性格比定できることを示すと考えられる。
- (註12) 菅原祥夫2007「東北の豪族居宅」『古代豪族居宅の構造と機能』独立行政法人国立文化財機構 奈良文化財研究所、菅原祥夫2008「東北の豪族居宅（補遺）」『南蔵王山麓の郷土誌』中橋省吾先生追悼論集刊行会
- (註13) 他に、宇多・行方郡域で常総型甕が出土したのは、金沢製鉄遺跡群である。製鉄に関わる、関東との関係をみる上で示唆的な事実と思われる。
- (註14) 註7と同じ。
- (註15) 註9と同じ。
- (註16) 山口耕一1995「専用型骨蔵器と転用型骨蔵器」『東日本における奈良・平安時代の墓制—墓制をめぐる諸問題ー』東日本埋蔵文化財研究会
- (註17) 佐伯英樹2007「旧栗太郡の7世紀と新開西古墳群」『歴史フォーラム 近江からみた古墳の終焉』栗東市教育委員会、栗東歴史民俗博物館2005『企画展 古墳の終焉と葬送儀礼 近江の終末期古墳』、栗東市教育委員会2004『滋賀県栗東市 新開西古墳群』
- (註18) 註17と同じ
- (註19) 1995『原町火力発電所関連遺跡調査報告V』福島県教育委員会
- (註20) 排煙調整溝付き窯→直立煙道緩傾斜地下式窯の窯構造変化、杯H→杯G→杯Aの製品型式変化は、外部地域との技術交流が無いと実現できない。詳細は、1987「善光寺遺跡（1次）」『国道113号線バイパス遺跡調査報告III』福島県教育委員会を参照のこと。
- (註21) 今後、8世紀中葉の蔵骨器の類例が、近江で発見される可能性もある。ここで、併せて指摘しておく。
- (註22) 善光寺窯跡群とその工人集落跡（三貫地遺跡）で、8世紀前半の関東系土師器が出土している。とくに、後者は住居一括セットがみられ、須恵器工人の出自が具体的に示されている。このように、宇多・行方郡域では、関東との交流が須恵器生産にも及んでいたと考えられる。

<参考文献>

- (1) 斎藤尚己1974「東北地方の合口埋甕遺構について」『北奥古代文化』第6号 北奥古代文化研究会
- (2) 吉田幸一1975「福島県における火葬墓出現時期について」『しのぶ考古』5
- (3) 山田良三1979「土師器合口甕棺墓について」『樋原考古学研究所論集 第四』吉川弘文館
- (4) 恵美昌之・吉田幸一1984『新版仏教考古学講座』第7巻 雄山閣出版
- (5) 沼山源喜治1985「東北北部の古代・中世墓について」『日高見國 菊池啓治郎学兄還暦記念論集』同刊

行会

- (6) 仲山英樹1993「古代東国における墳墓の展開とその背景」『栃木県文化振興事業団埋蔵文化財センター研究紀要』1
- (8) 仲山英樹1995「古代東国における墳墓の展開とその問題点」『東日本における奈良・平安時代の墓制—墓制をめぐる諸問題ー』東日本埋蔵文化財研究会
- (9) 國井弘紀1995「東日本の墳墓にみる奈良・平安時代の地域性—火葬墓を中心にー」『東日本における奈良・平安時代の墓制—墓制をめぐる諸問題ー』東日本埋蔵文化財研究会
- (10) 菅原祥夫1998「陸奥国南部における富豪層居宅の倉庫群」『古代の稻倉と村落・郷里の支配』奈良国立文化財研究所
- (11) 春日真実・笹沢正史1999「佐渡・越後の様相」『須恵器貯蔵具を考える I つぼとかめ 北陸古代土器研究』第8号 北陸古代土器研究会
- (12) 大阪府立近づ飛鳥博物館2004『古墳時代から奈良時代墳墓へ—古代律令国家の墓制』
- (13) 角南聰一郎2005「須恵器使用土器棺について—近畿地方を中心としてー」『待兼山考古学論集』大阪大学考古学研究室
- (14) 角南聰一郎2007「土師器使用土器棺について—近畿地方を中心とした検討ー」『元興寺文化財研究所創立40周年記念論集』クバプロ
- (15) 村田淳2008「古代東北地方における土器棺墓—土師器甕を転用した「土器埋設遺構」の集成ー」『研究紀要』XXVII (財) 岩手県文化振興事業団埋蔵文化財センター
- (16) 2008『谷地久保古墳』白河市教育委員会